

議員案第18号

地方財政の充実・強化に関する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年6月16日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義
水 谷 たかこ
安 田 けいこ
坂 井 えつ子
斎 藤 康 夫
古 畑 俊 男
片 山 かおる

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症、また、多発する大規模災害への対策も迫られている。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めるものである。

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
 - 2 とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。とくにこれらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
 - 3 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
 - 4 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き地域デジタル社会推進費に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における氏名のふりがなの追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣様
総務大臣様
財務大臣様
厚生労働大臣様
デジタル大臣様

議員案第19号

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年6月16日提出

小金井市議会議員

清水 がく
五十嵐 京子
鈴木 成夫
渡辺 ふき子
渡辺 大三

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え児童生徒数は2.1倍に増加している。また通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育の更なる拡充が必要である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求めるものである。

1 特別支援教育支援員の適切な配置

障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助や発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援

2 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援

3 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、S T（言語聴覚士）、O T（作業療法士）、P T（理学療法士）等、必要に応じた専門家の適切な配置への支援

4 特別支援学校のセンター的機能の強化

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、各学校内全体での取組を促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援

5 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置

G I G Aスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援

6 特別支援学校教諭免許状の取得支援

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援。併せて、特別免許状の取得支援についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮下 誠

財務大臣様

文部科学大臣様

議員案第20号

生物多様性の保全・ネイチャー・ポジティブの対策の強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年6月16日提出

小金井市議会議員

清水 がく

安田 けいこ

坂井 えつ子

五十嵐 京子

渡辺 ふき子

生物多様性の保全・ネイチャー・ポジティブの対策の強化を求める意見書

地球上には無数の生態系が存在し、地球上の様々な環境を安定させる基盤となっており、我々の生活は生物多様性・自然資本なしに成り立たない。しかしながら、近年、人類史上これまでにない速度で生物多様性が失われているが、生物多様性の損失はイメージがしづらく、その危機意識が広く共有されているとは言えない。

このような状況を受けて、1993年に生物多様性条約が発効し、昨年12月には、同条約の第15回目の締約国会議COP15が開催され、2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せる(ネイチャー・ポジティブ)という新たな世界目標が採択された。今こそ、私たちの経済社会活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくために、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる(ネイチャー・ポジティブ)の実現が不可欠である。

わが国でも、この新目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し、全省庁が協力して国際社会をリードするネイチャー・ポジティブの実現に向けた取組を進めようとしているが、その主体は地域であり地方自治体であると考える。

よって、小金井市議会は、政府に対し、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる(ネイチャー・ポジティブ)の実現に向け、以下のとおり地方自治体や地域のNPO等への支援の強化を強く求めるものである。

1 生物多様性の保全に関わる予算の確保

気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連しており、その両方に対して投資を進めていくことが重要である。脱炭素関連の予算が増額される一方で、生物多様性関連の予算についても必要な額を確保し、生物多様性に対する社会全体の認識を高めていくこと。

2 「30 by 30」目標の達成へ地方自治体への支援の強化

2030年までに陸と海の30%を保全する「30 by 30」の実現に向けて、国立公園・国定公園等の保護地域の拡張や、OECM(事業者など民間が保有している生物多様性保全に貢献する区域)の認定を推進する等、地域との連携の下、取組を加速化すること。

3 環境教育の推進と国民の行動変容の促進

すべての子どもたちが自然にふれあう機会を創出するため、環境教育や自然保护を推進する地域の人材育成を支援すること。また、NGO等とも連携し、学校や園庭の敷地内に設けられた生きものの暮らしを支える場所である「学校・園庭ビオトープ」の普及を促進すること。

4 資源循環(サーキュラーエコノミー)政策との相乗効果の創出

廃棄物や汚染を削減し、製品と資源の循環利用を促すサーキュラーエコノミーは、脱炭素や生物多様性と並ぶ環境政策の三本柱のひとつであり、これらは互いに親和性が高いと認識されている。そのため、地域におけるサーキュラーエコノミー分野におけるバイオマスの持続可能性、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の取組を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

財務大臣様
文部科学大臣様
環境大臣様

議員案第 21 号

教職員給与特別措置法（給特法）の廃止を含む抜本的見直しを求める意
見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 16 日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義
水 谷 たかこ
安 田 けいこ
坂 井 えつ子
水 上 洋 志
片 山 かおる

教職員給与特別措置法（給特法）の廃止を含む抜本的見直しを求める意見書

文部科学省が、2023年4月28日に発表した教職員勤務実態調査の速報値によると、国が残業の上限として示している月45時間を超えるとみられる教員が、中学校で77.1%、小学校では64.5%に上ることがわかった。また、「過労死ライン」と言われる月80時間の残業に相当する可能性がある教員は、依然として中学校で36.6%、小学校で14.2%に上っている。この結果は、学校現場で勤務時間縮減の様々な努力が積み重ねられていることを反映している一方で、文部科学省による「学校における働き方改革」の限界を示している。

今回の調査では、残業時間の一定の削減は認められたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として運動会や修学旅行などの行事が縮小したことでも要因の一つと考えられ、新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行した現在、振り戻しによって残業時間が増えていく懸念がある。

しかしながら、現在、政府・与党が提案している教職員給与特別措置法（以下「給特法」という。）の見直し内容では、給特法は存続したままで、いわゆる残業手当に相当する額である教職調整額の増額、具体的には4%から10%に引き上げることや、担任手当を創設することなどを内容とするもので、実際の残業時間との乖離は大きく、教員の勤務実態に沿わないもので、残業時間抑制へのインセンティブも働かない。その一方で、野党からは、「給特法が続いてしまうと、時間外勤務の線引きがなかなか難しい上に、結局、仕事なのに時間外勤務として認められないという歪んだ状態が続いてしまう」と、給特法を廃止する法案が提出されている。

また、給特法の廃止を求める署名8万345人分が、3月16日に文部科学省へ提出された。署名活動を行った現役の公立高校教員らで作る「有志の会」は記者会見し、「今や給特法は『定額働かせ放題』で『やりがい搾取』だ。長時間労働のは正のために廃止を」と訴えている。心身の不調で休職する教員が増え、教員の志望者が減っていることは広く報道されており、多くの市民の関心事となっている。教員が心身ともに健康に働き続けられる環境を整えることは、子どもの成長にとって不可欠であり、喫緊の課題である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、こうした背景を踏まえ、給特法の廃止を含む抜本的な見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮下 誠

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
文部科学大臣様
人事院総裁様

議員案第22号

令和4年に日本国民の死亡者数が激増した原因究明を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年6月16日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義

斎 藤 康 夫

令和4年に日本国民の死亡者数が激増した原因究明を求める意見書

日本人の毎年の死亡者数は、厚生労働省の人口動態統計によると約130万人後半で毎年1万～2万人の増加で推移してきたが、新型コロナウイルス感染症が日本に上陸した令和2年（2020年）には、前年比9,373人減少した。

しかし、令和3年（2021年）は、前年比67,945人増加し、令和4年（2022年）は、前年比129,844人増加した。令和2年からは、197,789人増加して令和4年は、年間死亡者数が1,582,333人となった。

これは、新型コロナウイルス感染症関連死を差し引いても、年間約10万人の死亡者数が増加しており、異常事態といえる。

阪神淡路大震災での死亡者数は約6,400人、東日本大震災でも約12,000人であり、令和4年には自然災害等の事情があつたわけではなく、死亡者数急増の原因は究明されていない。広島、長崎の原子爆弾による死亡者数に匹敵するほどの死者が激増している現状の原因究明を行うことは必要不可欠である。

国民の生命、身体を守ることが政府の最優先の責務である。死亡者の数倍、数十倍の健康疾患者が潜在する可能性もある。原因究明は、今後の保健衛生の政策にも必ず必要である。特定の原因を究明できれば、即座に国民の生命を守るための政策にいかすことができる。

このまま放置することは、政府による不作為といえるものであり、許されるものではない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、一刻も早く令和4年に国民の死亡者数が激増した原因究明を行うことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

議員案第2・3号

「マイナ保険証」の運用を中止し、問題の原因究明を最優先に行うこと
を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年6月16日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

片 山 かおる

森 戸 よう子

「マイナ保険証」の運用を中止し、問題の原因究明を最優先に行うこと を求める意見書

健康保険証と一体化したマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）に別人の情報が紐付けされていたことが発覚した。コンビニでマイナンバーカードを使って行政機関に証明書の発行を申請したところ、別の住民票や抹消した印鑑登録証明書が交付されるトラブルも相次いでいる。個人情報を漏えいさせないという最低限の安全性さえ確保されていないことが明らかになった。原因究明を最優先で行うべきである。

別人の健康保険証情報が紐付けされていたケースは、厚生労働省によると、2021年10月から2022年11月までに7,312件確認されている。このうち5件で医療費や薬剤情報など医療情報が別人に閲覧されていた。政府は「高いセキュリティ対策を講じている」（厚生労働大臣）と強調していた。今や「安全」の論拠は崩壊していると言わざるを得ない。

全国保険医団体連合会は、「マイナ保険証」について、本年5月に、27都道府県の2,800余りの医療機関への調査を明らかにした。このうち、別人の情報が紐付けられていたケースが少なくとも37件確認され、本人の情報のほかに、氏名や生年月日が異なる2人分の情報が表示されたケースもあったとしている。このほか、システムの運用を開始した医療機関のうち6割近くが「何らかのトラブルがあった」と回答し、具体的には、被保険者情報が正しく反映されなかったり、読み取り機やパソコン、カードの不具合で読み取りできなかったりしたケースが多いとされている。すでに診療に影響が出ていることは明らかであり、間違った医療提供を招きかねない重大な事態である。

また、マイナンバーカードの申請が困難な障害者や性別・名前を表記したくない性的少数者らへの配慮が十分検討されていないことも問題がある。

マイナンバーカード申請時に「背後に車いすのヘッドレストが写っていたので却下された」、「病気のため黒目がない人でも、黒目が写ってないので撮り直しとなった」などの事例が報告されている。総務省は、正面、無帽、無背景が適切な撮影としており、障害者への対応について検討が求められている。現行の健康保険証はトランスジエンダーの当事者らの要望を踏まえ、表面は通称名のみで、性別欄は裏面に記載することが可能だがマイナ保険証にこうした配慮はされていない。

この間、明らかになったマイナ保険証への別人の医療情報の紐付けや口座の誤登録など一連のトラブルは、憲法が保障する国民の生存権などを脅かす深刻な問題であると言わざるを得ない。

今後の検討課題も明らかになる中、国民の中には、不安が広がっており、問題を残したまま、マイナ保険証の運用を続け、拙速に法案を成立させたことは許されない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、マイナ保険証の運用を中止し、個人情報等に関する問題の原因究明と検討を要する課題の整理を最優先に行うこと求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

厚生労働大臣 様

デジタル大臣 様

議員案第24号

国は沖縄県議会の平和外交意見書を重く受け止めて、中国との対話と外交に真剣に取り組むことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年6月16日提出

小金井市議会議員

安田けいこ

水上洋志

片山かおる

国は沖縄県議会の平和外交意見書を重く受け止めて、中国との対話と外交に真剣に取り組むことを求める意見書

沖縄県議会の要請団は2023年4月24日、防衛省を訪れ、日中両国間の緊張緩和と平和構築に向け、国に対話と外交に積極的に取り組むよう求める意見書を、木村次郎防衛大臣政務官に提出した。

意見書は県議会が3月30日に賛成多数で採択したもので、安全保障関連3文書に盛り込まれた敵基地攻撃能力保有について、「相手国の報復を招くのは必至で、沖縄が再び標的とされるとの不安が県民に広がっている」と強調。(1) 抑止ではなく、外交による平和構築に取り組む、(2) 日中両国で確認された諸原則を順守し、友好関係を発展させることを要請したもので、そこでは以下のように述べている。

安保3文書には、反撃能力の保有、防衛体制強化のための南西地域の空港・港湾建設等の整備・強化及び第15旅団を師団に改編すること等、沖縄の軍事的負担を強化する内容が記述されている。沖縄本島のうるま市を始め、宮古及び八重山地域へのミサイル配備、航空自衛隊那覇基地の地下化及び沖縄市の弾薬庫建設等、本県の軍事要塞化も進んでいる。

軍事力増強による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずる危険性が増すことへの懸念は拭えない。反撃（敵基地攻撃）能力による攻撃は、相手国からのミサイル等による報復を招くことは必至で「沖縄が再び『標的』とされる」との不安が県民の中に広がっている。

当該3文書は、中国の対外的な姿勢や軍事動向等を国際社会の平和と安定への最大の戦略的な挑戦と位置付け、南西諸島の軍事的機能の増強は明らかに中国を意識したものである。一方、日中はこれまで「日中共同声明」をはじめ、「日中平和友好条約」、「日中共同宣言」、「戦略的互恵関係の包括的推進に関する日中共同声明」及び「日中関係の改善に向けた話合い」等に基づき、平和共存の道を歩んできた。

中国は日本にとって最大の経済パートナーで、互いに必要不可欠な関係が既に構築されていることから、日中両国は緊張緩和と信頼醸成を図り、平和構築への最大限の努力を払うべきである。

沖縄県議会は、日本政府に対し、対話と外交による平和構築への一層の取組により、決して沖縄を再び戦場にしないよう強く求め、下記事項について強く要請する。

- 1 南西地域へのミサイル配備など軍事力による抑止ではなく、外交と対話による平和の構築に積極的な役割を果たすこと。
- 2 日中両国において確認された諸原則を順守し、両国間の友好関係を発展させ、平和的に問題を解決すること。

この意見書が沖縄県議会で採択された背景には、沖縄県民の強い緊張と不安の高まりがある。2022年2月にロシアがウクライナに侵攻し、8月にはペロシ米下院議長の台湾訪問強行に猛反発した中国が台湾海峡で軍事演習を行った。日本では11月に日米共同統合演習「キーン・ソード23」が実施され、与那国島の公道を戦闘車が走行した。12月16日の安保3文書改訂により、3月16日に石垣島で陸上自衛隊の駐屯地が開設され、同18日には地対艦ミサイルなどが搬入された。

昨年の2月には沖縄県出身の研究者から「日本国政府に対し日中共同声明等の日中両国が取り交わした文書の諸原則の遵守及び両国間の問題解決を要請する意見書の可決を求める」請願が、沖縄県議会に出され、またこの間の緊張の高まりから同内容の陳情が、沖縄島：ノーモア沖縄戦命どう宝の会、宮古島：ミサイル基地いらない宮古島住民連絡会、石垣島：石垣島に軍事基地を作らせない市民連合、与那国島：与那国

町在住の有志9人から相次いで県議会に出された。これらの市民有志や市民団体の動きがあり、意見書可決の大きな後押しとなった。

このように、沖縄県が軍事的緊張の最前線になっているとの沖縄県民の訴えについて、小金井市議会も重く受け止めるものである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、日中平和友好条約締結45周年であることも鑑みて、沖縄県議会の意志を真摯に受け止めて、中国との対話と外交に真剣に取り組むことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣様

内閣官房長官様

外務大臣様

防衛大臣様

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）様

議員案第 25 号

理解と合意なき汚染水の海洋放出の中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 19 日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ
坂 井 えつ子
水 上 洋 志
片 山 かおる

理解と合意なき汚染水の海洋放出の中止を求める意見書

福島原発事故から12年、政府の原子力緊急事態宣言はいまだ解除されていない。政府の1号機～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップは、30年～40年で廃炉にするとしてきたが、2021年実施の燃料デブリ取り出しも延期されて見通しは立たず、福島第一原発の廃止措置の完了形態も法的に定められていない中、原発事故により発生したタンク貯蔵汚染水をALPS処理水として、海洋放出しようとしている。

政府は、復興と廃炉の両立の美名のもと、「廃炉を計画的に進める必要」、「デブリ取り出し等に大きなスペースが必要」として、2021年4月13日、汚染水の海洋放出処分を決定し、本年1月には、ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議が、設備工事の完了、工事後の原子力規制委員会の使用前検査やIAEAの包括的報告書を経て、海洋放出の時期は、本年春から夏頃と見込み、放出ありきの強行姿勢を続けている。

これは、「関係者の理解なしには如何なる処分も行わない」という政府と東京電力の福島県漁業協同組合連合会（以下「福島県漁連」という。）や全国漁業協同組合連合会に対する2015年の文書約束を反故にするものである。

政府は、漁業者を始め、福島県内農林水産業・消費者の協同組合による共同声明や福島県内自治体議会の海洋放出反対・慎重の意見書、宮城県などの周辺自治体の反対意見などの国内の声を無視し、アジアの近隣諸国を始め、昨年の国連総会で大統領が反対演説を行ったミクロネシア連邦やオーストラリアなど16か国が加盟する太平洋諸島フォーラムや全米海洋研究所協会などからの安全性への懸念など、世界の声を軽視している。

約132万トンを超えるタンク貯蔵汚染水を、年間22兆ベクレルを上限に30年を超えて放出する計画は、トリチウムや炭素14を含めた核種を、告示濃度限度以下にして流すものだが、海水で薄めても放射性核種の総量は同じである。放出水に含まれる全ての放射性核種の定量確認もないまま、多量の放射性核種を福島の海から流せば、太平洋に広がり、海洋環境が汚染されていく。

東京電力は、海底土や海浜砂、生物への吸着・濃縮は、1年以内で平衡になると放出による放射能の蓄積とフィードバックを過小評価しており、政府は不十分な放射線影響評価を東京電力に見直させるべきである。また、被害の発生を前提にした風評対策は、廃炉を優先して復興を犠牲にするもので、多くの福島県民が不信感を抱いている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項と汚染水海洋放出の中止を強く求めるものである。

- 1 福島第一原発事故及び汚染水発生の原点に立ち返り、「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」とする福島県漁連等との文書約束を守り、理解と合意のないまま汚染水の海洋放出は行わないこと。
- 2 政府は東京電力に対し、放出する全放射性核種の濃度、総量などの全情報を公開し、海底土や海浜砂、生物への吸着・濃縮による放射能の蓄積とフィードバックを再評価して、原子力規制委員会に改めて補正書を提出するよう求めること。
- 3 地下水の止水、大型タンク長期保管案やモルタル固化保管案等の検討、トリチウム分離技術の実用化など、汚染水についての抜本対策を早急に確立すること。
- 4 福島県を始め、全国で本件の説明・公聴会を東京電力とともに開催し、汚染水対策について国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣様
経済産業大臣様
環境大臣様
復興大臣様
原子力規制委員会委員長様

議員案第26号

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の適用拡大を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年6月19日提出

小金井市議会議員

水上 洋志

片山 かおる

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の適用拡大を求める意見書

国は、重い障がいがあっても働けるよう、就労中に必要な介助費用を補助する「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を実施している。費用は基本的に国が2分の1、都道府県と区市町村が4分の1ずつ負担している。利用者の申請を受け、仕事中のたん吸引といった介助費用を補助するものである。自治体が実施するかどうかを決める任意事業で、2022年10月時点で26区市町村の92人の利用にとどまっている。重度訪問介護の利用者は、全国で約1万2,000人、このうち就労者は推計で約800人とされており、同事業は、本来適用される人の1割程度しか利用されていないことになる。

また、制度の目的が民間企業の障がい者雇用の促進にあることから、公務員及びそれに準ずる者は対象外としており、自治体で同事業が実施されても、公務員やこれに準ずる者は適用除外とされて、都内においてはニーズとのミスマッチが起きている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、同事業に関して、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 政府は同事業の自治体への周知を進めること。
- 2 政府は同事業の対象者に公務員やこれに準ずる者を含めること。
- 3 2が困難なときは、公務員やこれに準ずる者についても、同事業の対象者と同等の支援が受けられる施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮下 誠

内閣総理大臣様

総務大臣様

厚生労働大臣様

経済産業大臣様

議員案第27号

最低賃金を全国一律1,500円に引き上げることを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年6月20日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義
安 田 けいこ
坂 井 えつ子
水 上 洋 志
片 山 かおる

最低賃金を全国一律1,500円に引き上げることを求める意見書

物価高騰が止まらず、食料品など生活必需品の値上げが特に低所得層への大きな打撃となっている中、実質賃金は下がり続けており、労働者の暮らしは厳しくなっていることから、賃上げが切実に求められている。そのため、最低賃金の引上げは極めて重要である。

2022年10月からの最低賃金は、全国加重平均で時給961円である。月150時間のフルタイム並みに働いても年収170万円であり、ワーキングプアの水準になっている。この間、引上げがされたものの、物価上昇にも必要な最低生活費に追いついていない。全国各地で生活に必要な金額である最低生活費は時給に換算すると1500円以上が必要だと言われている。

世界各国は、最低賃金を引き上げている。アメリカのワシントン州は2,195円、オーストラリアは1,965円、フランスは1,690円など、日本を大きく上回っている。

地域間の格差も問題である。最低賃金最高額の東京都の1,072円と青森県など10県の853円では2割ほどの差がつき、年収では40万円ほどの差になる。しかし、最低生計費は、都市部は住居費が高いものの、地方は自動車を利用する人が多く、維持費などがかかるなどの理由から、全国ほとんど差がないと言われている。最低賃金の地域間格差問題は、人口流出の要因にもなっている。全国一律最低賃金を求める声も広がっている。

最低賃金の引上げは、経済の底上げにも大きく貢献する。時給を1,500円に引き上げた場合の経済に与える効果を推計し、国内生産額が17.9兆円引き上がり、新たに106.6万人の雇用が生まれ、国内総生産（GDP）が1.9%上昇するという調査結果も示されている。中小企業の側でも引上げを望む声が広がっている。

貧富の格差が広がる中で、大企業が大きく増やした内部留保に課税を行えば、それを財源に中小企業への支援を行いながら最低賃金を引き上げることは可能である。

日本の最低賃金は、労働者が自立して生活するには低すぎ、都道府県で大きな地域間格差があるという問題があり、是正が急務である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、これらを是正し、労働者の暮らしを守るために、最低賃金を全国一律1,500円に引き上げることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

議員案第28号

LGBTQ当事者が真に求める、差別を禁止する法の成立を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年6月20日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ
安 田 けいこ
坂 井 えつ子
片 山 かおる
森 戸 よう子

L G B T Q当事者が真に求める、差別を禁止する法の成立を求める意見書

この間国会で議論されてきたL G B T理解増進法案は、性的マイノリティへの理解を広げることを目的にした、差別の禁止規定がない理念中心の内容となっている。民主主義国家である日本において、人権は当然に守られるべきものでなければならない。E U加盟国や、アメリカ、オーストラリアなどでL G B Tの差別を禁止する法律が制定されているが、我が国においてもこれら各国と同等の差別を禁止する法律の制定が必要である。

しかし今国会で、2021年に超党派の議員連盟がまとめた法案を始め3つの法案が審議されていたが、政府与党と一部野党によって修正され、議論を積み重ねてきたものとは違う法案が可決・成立した。

修正法案では、①「差別は許されない」から「不当な差別はあってはならない」に、②「家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ」という文章が補充、③「すべての国民が安心して生活することができるよう留意する指針の策定」を新設（第12条）、④「民間の団体等の自発的な活動の促進」の削除、⑤「性自認」、「性同一性」から「Gender Identity」などに変更されている。

特に、法案の基本理念に記述されている「差別は許されないと認識の下」という部分を、「不当な差別はあってはならないとの認識の下」に変更したことについて、不当ではない差別があるのかと疑問の声が上がっている。

L G B T Q当事者（以下「当事者」という。）の団体からは、当事者にとっての「暗黒時代」の到来につながるものとして、最大限の警鐘を鳴らし、今が緊急事態であること、L G B T Qコミュニティにとって、深刻な被害をもたらし得るものであるとの声明が発表された。

L G B T Qの認知は広まってきているが、当事者の困難は深刻である。当事者の支援事業などを行うN P O法人の2022年調査では10代当事者の48%が自殺を考え、14%が自殺未遂、38%が自傷行為を経験したと答えているとの報道がされている。10代だけではなく、職場や地域で差別されるなど当事者は苦悩している。差別と偏見に苦しむ人を、これ以上放置することは許されない。少数者の人権を尊重することは、全ての人の生きやすさにつながる。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、当事者が自分らしく生きられる社会への理解を深め、当事者が参画した協議を積み重ね、真に当事者が求める、差別を禁止する法律の見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
内閣官房長官様
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）様

議員案第29号

若年被害女性等支援事業について東京都の公的責任を果たし、若年女性
を性被害等から守ることを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年6月20日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ

坂 井 えつ子

片 山 かおる

森 戸 よう子

若年被害女性等支援事業について東京都の公的責任を果たし、若年女性 を性被害等から守ることを求める意見書

東京都は、一般社団法人の団体等に委託して「東京都若年被害女性等支援事業」を実施していた。当該団体はアウトリーチ支援と居場所の提供事業としてバスカフェを実施している。バスカフェは、バスとテントを出して少女たちが立ち寄って安全に過ごせる場所を作り、食事や飲み物、衣類、生理用品等を無料で提供している。性暴力や虐待などで家に居場所がなく、夜の繁華街をさまよっている少女たちとつながり、関係性を作り、売春等の性搾取等から少女たちを守っている重要な活動である。

国会でも野村知司厚生労働省大臣官房審議官（子ども家庭、少子化対策、児童虐待防止担当）は、「コラボ（一般社団法人C o l a b o）がしている事業は、女性支援法に盛り込まれた『アウトリーチ』（女性がいる場に出かけていってつながる活動）などの支援を事業化したものだ」と当該団体の活動を述べている。

しかし、このバスカフェに対し、心無い妨害が繰り返される事態が発生し、東京地裁は2023年3月14日に、繰り返し来ている妨害者に対し接近禁止などの仮処分決定をした。

一方、国はこの事態を受け、今般、「若年被害女性等支援事業」において、事業の妨害が疑われているところで、どのような事業であれ、暴言や威力等の妨害行為等によって、支援が必要な方に届かなくなるようなことはあってはならないとして、様々な困難な問題を抱える女性への支援に当たり、暴言や威力等による業務の妨害行為等に対する対応方策を検討することなどの連絡文書を発出している。

本来、東京都はこのような妨害に対し、毅然として対応するべきであるが、当該団体に対し、妨害行為を理由に予定していたバスカフェの事実上の中止要請を行い、当該団体は活動を中止せざるを得ない状況に立ち至った。しかしこのような状況にあっても、少なくない少女たちがバスカフェを求め利用している。バスカフェの実施は切実に求められている。

東京都は、今年4月に当該事業を委託事業から補助事業に変更し、利用者の個人情報を提出することを求めるなど要綱を変更した。支援団体からは、個人情報の提出は、少女たちをより危険な状況に晒すことになると批判の声が上がっている。

本来、東京都が実施主体として当該事業に責任を持つべきであり、補助事業化により公的責任は後退したと言わざるを得ない。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、性暴力など性被害から若年女性を守り、支援する体制の強化するため、以下の事項を求めるものである。

- 1 若年被害女性等支援事業について、補助事業から都が実施主体の委託事業に要綱を元に戻し、公的な責任を果たすこと。
- 2 支援団体に対する様々な妨害に毅然とした態度を取り、若年女性とそれを支援する団体を妨害行為から守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠
東京都知事様

議員案第31号

前例のない建築資材高騰の中、中断している新庁舎等建設の設計について、より多くの理解を得られるよう検証し、事態の打開を求める決議

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年6月23日提出

小金井市議会議員

五十嵐 京子

水上 洋志

小林 正樹

片山 かおる

前例のない建築資材高騰の中、中断している新庁舎等建設の設計について、より多くの理解を得られるよう検証し、事態の打開を求める決議

市長から令和5年度小金井市一般会計補正予算（第4回）が提案された。これは、新庁舎等建設再開のための補正予算である。提案に当たって市長からは、現設計の見直しは行わず、早期に建設するため再開予算を提案するという方針が示された。本補正予算は、昨年4月以降6か月間に渡って、前市長が議会に求めた大胆な見直しも含めた協議が、前市長の辞職により結論も出せず中断していたが、それを再開するものである。

令和2年2月に基本設計が示されて以降3年間、市議会は、新型コロナウイルス感染症パンデミックによる市民生活や経済状況への影響、前例のない建築資材高騰が与える影響を考慮し、コストダウンや財政の見通しを明らかにすることなどを慎重に検討することを求めてきた。しかし、現市長が提案した設計案は、中断した設計案そのものであり、市議会の多数の理解を得ることができなかった。

議員の求めに応じ、市が予算特別委員会に提出した資料では、総耐震化と地下駐車場の廃止、外壁仕様の変更、広場の再検討などの10項目の検証調査の想定項目が示された。今回、議員提案された修正予算内容は、これらの項目の検証を実施する経費を盛り込んだものである。

市議会には設計に対する様々な意見があるが、長年の懸案を早期に解決したいという思いはどの会派・議員も同じである。今中断している新庁舎等建設を前に進めるために、一致点を見出し、修正を求め可決された。

よって、小金井市議会は、市長に対し、事態を開くためより多くの理解を得られるよう、以下の事項を求めるものである。

- 1 修正可決された設計検証予算を適切かつ速やかに執行すること。
- 2 検証結果を市民と市議会に明らかにし、コストダウンに資する場合などについては、市民と議会多数の理解を得られるよう設計に反映すること。
- 3 実施設計を再開するための経費に関しては、当該検証結果に基づく設計の見直しの結論が出るまでは執行しないこと。

以上、決議する。

令和5年 月 日

小金井市議会

議員案第32号

消防団第一分団における不正事案に関して、清水がく市議会議員に対し、議員として事実を明らかにし、市民の疑惑に誠実に応えることを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和5年6月23日提出

小金井市議会議員

五十嵐 京子

水上 洋志

小林 正樹

片山 かおる

消防団第一分団における不正事案に関して、清水がく市議会議員に対し、議員として事実を明らかにし、市民の疑念に誠実に応えることを求める決議

小金井市消防団は、生業や学業を持ちながら、市民の生命と安全、財産を守るために昼夜を問わず活動されている。市議会は、心からの敬意と感謝の意を表するものである。

小金井市消防団第一分団における一部団員による出動手当不正請求事件は、現在調査委員会が立ち上がり、全容解明に向けた市としての取組が始まっている。この中に「見過ごしていた」団員として調査の対象となっている現職市議会議員である清水がく議員がおり、このことは多くの市民に不信を与えている。

今回の出動手当不正請求の問題は、有印公文書偽造及び同行使、詐欺などの可能性がある行為であり、刑事訴訟法では、公務員について「その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と告発義務を明記している。

さらに、市議会議員である清水がく議員には「市議会議員の政治倫理に関する条例」が適用され、「市民全体の代表者としてその名誉と品格を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと」とされている。既に同条例に基づく弁明がなされ、本人は反省をしていると言っているものの、なお、不明な点が残っている。

今回の事件は、歴史と伝統ある小金井市消防団への信頼を失墜させ、誠実に職務に精励する他の団員に多大な迷惑を与えており、市議会として、こうした事態を看過することはできない。

よって、小金井市議会は、清水がく議員に対し、消防団第一分団における出動手当の不正請求事案に関して、議員として、市民と議会に自身の不正事案との関わり等、把握している全ての事実を明らかにし、市民の疑念に誠実に応えることを求めるものである。

以上、決議する。

令和5年 月 日

小金井市議会